

緊急事態宣言の期間延長について

令和3年3月5日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の上記4都県について、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとされました。

政府から日本商工会議所宛てに、基本対処方針に基づく新型コロナウイルス感染症対策の着実な実施のため、期間延長について、会員企業等への周知・協力依頼がありました。

事業所様におかれましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

- [新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について\(内閣官房から日商への周知依頼\)](#)
- [新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長](#)
- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)